

第59回
国連婦人の地位委員会
(CSW) 早わかり

CSW

Commission on the Status of Women



The campaign "Empowering Women - Empowering Humanity: Picture It!" is facilitated by UN Women in the context of the 20th anniversary of the Fourth World Conference on Women in Beijing and the adoption of the Beijing Platform for Action: see beijing20.unwomen.org

1. CSWとは

国連婦人の地位委員会(Commission on the Status of Women, 略称CSW)は、国連経済社会理事会(ECOSOC)の機能委員会の一つで、グローバル政策決定機関として、ジェンダー平等と女性の地位向上を専門に取り組んでいます。CSWは、ECOSOCの1946年6月21日の決議11(II)において、政治、経済、市民、社会及び教育分野における女性の権利を促進する理事会への提言と報告をまとめることを目的として設置されました。CSWの任務は女性の権利分野において早急な対応を要する喫緊の課題について、ECOSOCに提言を行うことです。

加盟国代表、国連機関、ECOSOCの協議資格のあるNGO等の関係者が、毎年ニューヨークの国際連合本部のCSW年次会合に集まります。

CSWの年次会合は例年2月から3月にかけて10日間開催されます。それはジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた進捗状況を審議し、問題点を明らかにし、国際的な基準や規範を制定し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを世界中で推進するための政策を策定する機会となっています。

CSWの事務局は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が担当しています。UN Womenはさまざまな活動においてCSWに多大な支援を行い、市民社会の代表者によるCSW会合への参加を積極的に促進しています。

CSWの年次会合の会期中は、年間テーマに沿ったハイレベル円卓会合や対話型専門家パネルが開催されます。また過去のテーマの進捗状況を確認するための会合や、各国政府、国連機関が主催するサイド・イベントやNGO主催の平行・イベントがNY市内で行われます。会議の成果として年次会合での優先テーマについて討議した結果は合意結論(agreed conclusion)にまとめられます。



UN Women: UN Womenは国連改革の一環として2011年に発足しました。既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合したものです。

UN Womenは、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成をそのミッションとして掲げ、ミシェル・パチェレ初代事務局長(現チリ大統領)の後を引き継ぎ、2013年よりムランボ・ヌクカ元南アフリカ副大統領のリーダーシップのもと、活動を行っています。

2. 第59回CSWの概要

第59回CSWは、2015年3月9日から3月20日まで開催されました。テーマは「北京宣言・行動綱領及び第23回国連特別総会成果文書の実施に関する見直しと評価」です。

北京会議より20年が経過した節目の年に当たる2015年は、政治宣言(political declaration)が会議初日の3月9日に採択されました。政治宣言には貧困、教育など12の重大領域に沿って女性の地位向上を図るためのアジェンダを定めた「北京行動綱領」の内容を再確認するとともに、女性のエンパワメントを更に推進するための方針が盛り込まれています。政治宣言は、ジェンダー平等政策や戦略、関連法の厳格な遵守、推進組織の強化、女性に対して差別的慣習やジェンダー・ステレオタイプの変革、ジェンダー平等推進のための資金の確保、担当職員の能力開発、実証的データの収集、ジェンダーに配慮した評価・モニタリング手法の開発の必要性に加え、市民社会の役割についても言及しています。

CSWの前半には一般討論(general discussion)が行われ、各国政府のステートメントが発表されました。ステートメントとは、その年度のCSWのテーマに関連し、自国の女性の地位向上のための進捗と課題を述べる声明を指します。日本政府を代表して3月10日に宇都隆史外務大臣政務官がステートメントを述べ、その中で日本政府は国内外で「女性が輝く社会」づくりに取り組んでいることを紹介しました。3月14日から18日まで仙台で開催された第3回国連防災会議で、防災においても女性の参画とリーダーシップの重要性が議論されたことと、日本が今後UN Womenとの連携を更に強化し、武力紛争下における女性に対する暴力に対し取り組んでいくことの二点が強調されました。

また、この20年間で新たなジェンダー課題となった領域への取組みも見られました。次世代を担う若者を対象としたフォーラムや、先住民族や障がいを持った女性が直面する複合差別に関する議論、国連の機能委員会でジェンダー主流化をいかに進めるべきかをテーマとしたパネル・ディスカッション等が開かれています。

2016年に開催される第60回CSWの優先テーマは「持続的開発に向けた女性のエンパワメント」、レビューテーマは「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」の予定です。



一般討論



YWCA ユース・チーム作成のパネル

3. パネル・ディスカッション

CSWの後半では、ジェンダー平等分野での喫緊の課題に関する5つのパネル・ディスカッションが開催されました。パネルのテーマは次の通りです。「ジェンダー平等のためのリソース：グッドプラクティス及び今後の行動戦略」「ジェンダー平等達成における男性及び男児の責任」「ジェンダー平等達成のための社会規範の変革：期待と機会」「根拠・モニタリング結果の構築：ジェンダー統計及び指標」「社会的に疎外された不利な境遇下にある女性と女児の権利実現」。

3月16日の「ジェンダー平等達成における男性及び男児の責任」のパネル・ディスカッションでは、1月に開催された「理容室会議」において、ジェンダー平等推進における男性の参画を進める上で、「ジェンダー・ステレオタイプ」をどう乗り越えるかが重要であるとの議論をうけ、米国、南アフリカ、クロアチア、デンマーク、スリナム等の専門家より各国の取組みについて報告がありました。

ジェンダー分野での男性の参画を促進するためには、持続的な意識啓発（国連人口基金、ネパール、モーリシャス）とともに、男女別生活時間調査など実証的データの収集（スウェーデン）が不可欠であることが報告者やフロアから提起されました。また女性の人権を尊重し、暴力をコミュニケーションの手段としないことを学ぶ教育を幼児期から始めることの重要性（イタリア、メキシコ、フィンランド）や、FGM（女性性器切除）廃絶に向けて、地域の宗教指導者との連携（スリナム、ウガンダ）についても言及がありました。

日本からは南博国連日本政府代表部大使が討論者として発言し、日本政府が実施した「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割に関する意識調査に基づき、従来の働き方を見直し、男性の育児・家事参画のリーダーとなる「キーパーソン事業」を実施するとともに、企業経営者への働きかけをおこなっている旨の報告がありました。



理容室会議（Barbershop Conference）

男性間でジェンダー平等について話し合う場を提供するための国際会議。アイスランド、スリナム両政府の呼びかけにより2015年1月14日及び15日の2日間、国連本部で開催されました。

理容室会議のウェブサイト（英語）

<http://www.barbershopconference.org/#event-description>



各国からの参加者でにぎわうロビー

4. サイド・イベント 女子差別撤廃条約と女性に対する暴力

開会日 3 月 9 日、女子差別撤廃委員会の委員を中心に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) について、北京から 20 年の進捗と課題を取りあげたイベントが、日本政府代表部と NGO 国際女性の地位協会等の共催で行われました。はじめに橋本ヒロ子 CSW 日本代表は、今年が日本の批准から 30 周年の記念すべき年であり、この間に男女共同参画社会基本法や配偶者に対する暴力禁止法制定などの取組みが進められてきたことを紹介し、今後さらに男性と男児の参画が重要なことを述べています。林陽子国連女子差別撤廃委員会委員長のほかにも委員会の現旧委員が登壇したパネルでは、CSW や世界女性会議から生まれた条約が、条文、一般勧告、総括所見及び選択議定書の個人通報制度と調査制度などを通じて女性に対する暴力の防止や (暴力をうけた女性の) 保護と女性のエンパワーメントに中核的役割を果たしてきたことが取りあげられています。また、国際条約である CEDAW とイスタンブール条約などの地域レベルの規範は密接な関係にあり、包括的なフレームワークとしてとらえることの重要性についても話し合われました。

会場には各国の国際機関、政府や団体関係者、研究者など約 300 名が集まり、紛争下で起きている女性や女兒に対する暴力や拷問、児童婚や強制婚、サイバー空間における暴力、難民、人身取引など喫緊の課題に CEDAW は具体的にどのように取り組むのか、日本の男女平等を阻んでいる原因は何かなど多くの質問が出ました。男性を巻き込むことの重要性や、女性に対する暴力の統計をとることの必要性についても参加者の発言がありました。

最後に、ポスト 2015 に向けて女性に対する暴力の課題を明確に位置付けること、教育のあらゆる場面で取りあげることの必要性、条約が老若男女あらゆる場面に対応していること等が指摘されています。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と委員会 (Convention/Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women, CEDAW) (採択 1979 年、発効 1981 年、日本批准 1985 年、2014 年 6 月現在 条約批准国 188 カ国、選択議定書批准 2013 年 5 月現在 104 カ国)

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的に、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念としています。「女性に対する差別」を定義し、締約国に対して、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のために暫定的特別措置をとることを求めています。1999 年には個人通報制度を定めた選択議定書が発効しました。締約国の条約の実施状況は、各国が 4 年毎に提出する報告書を 23 名で構成される女子差別撤廃委員会が審議します。

これまで日本は 8 本の報告書を提出し、4 回の審議が行われました。その内容は内閣府のホームページに掲載されています。委員として日本からはこれまで 5 名の女性が就任しています。2015 年 2 月の第 60 回女子差別撤廃委員会において、2008 年に日本から初の民間出身委員として就任した林陽子弁護士が、日本人として初めて女子差別撤廃委員会委員長に選出されました。



CEDAW サイド・イベントで報告する林委員長 (左から 2 人目) と橋本 CSW 日本代表 (右端)

5. サイド・イベント 高齢社会におけるジェンダー平等：アジアの視点

今回の CSW では、日本政府代表部と NGO の共催による 2 つのサイド・イベントが実施されています。そのうちの一つ、国連日本政府代表部・国連フィリピン政府代表部・日本女性監視機構・国連 NGO 国内婦人委員会・国際婦人年連絡会が共催した「高齢社会におけるジェンダー平等：アジアの視点」は、国連本部内のダグ・ハマーショルド図書館講堂にて 3 月 13 日に実施されました。このパネル・ディスカッションは、世界的な課題である高齢化に対し、この分野では先行している日本及びアジアの経験と課題をジェンダー平等の視点から明らかにし、今後の取組みの方向を考えるものです。

日本を含むアジアの高齢女性の状況は、多様ではあるものの、概して男性より寿命が長い一方、教育水準における男女間の格差、介護や家事従事による労働参加率の低さからくる将来の貯蓄不足など、高齢期における経済・社会的な脆弱性を抱えていることが指摘されています。JICA(国際協力機構)によるジェンダーの視点からの高齢者ケアのプロジェクトの報告では、自宅介護の代わりに地域に根ざしたケアを推進することで、特に女性による家族内での介護負担が軽減されることへの期待が指摘されました。また 80 歳代を超えてなお社会貢献の場で活躍する女性たちの事例紹介では、会場から大きな賞賛の声と拍手が贈られる場面もありました。

まとめや参加者の意見から、高齢者は社会の重荷や負担ではなく、貢献者でありリソースとする視点が重要であること、今後は国連でも高齢者の課題をメインストリームとして取扱い、制度や条約等に統合していくことが必要などの提言が共有されました。



「高齢社会におけるジェンダー視点」サイド・イベント

サイド・イベント

サイド・イベントとは、一般討論やハイレベル円卓会合などの政府間会議とは別に開催される、各国の政府代表及び国連機関と NGO との共催による公式プログラムです。

期間中は国連内の各会議場にて、約 190 の報告会やパネル・ディスカッションが実施され、これらの公式イベントは国連「UN WEB TV」により録画及びオンデマンドによる動画配信が行われており、会後もインターネットを通じてその様子を視聴することができます。

・CSW59 サイド・イベント日程表 (英語)

<http://www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/side-events/calendar-of-side-events>

・UN WEB TV ※サイト内で「CSW59」を検索 (英語)

<http://webtv.un.org/>

6. NGO / CSW フォーラム・コンサルテーション・デー

3月8日の国際女性デーに、マンハッタンハーレムのアポロ・シアターで NGO / CSW フォーラム・コンサルテーション・デーが開催されました。毎年、CSW 開会前日に、会期中の議論を促進し参加者の相互交流を深めることを目的に、各国の代表団や NGO が多く参加します。開幕は日本人を含む4名の女性アンサンブルで始まりました。ヌクカ UN Women 事務局長は、歓迎メッセージで、これからの15年間で不平等をなくさなければいけない。女性ではなく、世界が変わらなければいけない。女性が直面する課題は「開発」や「人権」といった個別的課題としてではなく、文化や慣習、宗教など横断的見地から取り組まなければいけないと、力強いメッセージを送りました。

北京+20 は、1995年の北京会議だけでなく、それに至る1975年メキシコ、1980年コペンハーゲン、1985年ナイロビでの成果の積み上げです。4大会議の記憶に残る映像がビデオとして流れた後、4人の登壇者が各会議の成果文書の一部を読み上げました。

基調講演では、インドの性的搾取と人身取引の問題に取り組むジャーナリスト・活動家であるルチラ・グプタ氏が、女性と女兒に対する暴力に真摯に、徹底的に取り組む必要を訴えました。そのあと行われた「北京+20 各地域の声」では、世界8地域の女性が北京行動綱領の12分野について、進捗状況と課題を語りました。

午後は、第4回世界女性会議の議長を務めたガートルード・モンセラ氏が女性の意思決定への参画の重要性と変化のスピードを上げる必要性を訴えました。同時に、そのためには自信をもって、仲間を作り、関係機関や政府と信頼関係を作り、多層的・多角的関係を保持しながら進めていくべきであると助言しました。

最終パネルは「北京行動綱領を強化するための戦略行動：若い活動家の視点から」と題し、国内外で女性の地位向上に尽力してきたメアリー・ロビンソン元アイルランド大統領と、各地域を代表する6人の20代男女が登壇しました。ロビンソン氏は若者から多くを学んだこと、また現在彼女が国連で取り組む気候変動の問題が女性により多く負の影響をもたらす重要課題であることを強調しました。若者はそれぞれの教育や起業などの実践例を語り、「ジェンダー平等を目指す若い男性」グループの男性は、「女性の勝利はすべての人にとっての勝利である」と発言しました。そのあと、全員でマンハッタン中心部を歩く国際女性デーを祝うマーチに出発しました。



国際女性デー（3月8日）の行進に出発する
NGO プリーフィング参加者



国連本部入り口にある「発射不能の銃」のオブジェ

7. 参考資料

- 国際女性の地位協会編著、『学んで活かそう女性の権利 [改訂2版] 女性差別撤廃条約の新展開』, 2014, 国際女性の地位協会
- 国立女性教育会館作成・目黒依子監修『国連婦人の地位委員会 (CSW) 早わかり』, 2013, 国立女性教育会館
<http://www.nwec.jp/jp/data/9494aef37f4f542da663b24ad99f0858.pdf>
- 国連 NGO 国内婦人委員会編, 『国連・女性・NGO ー活動の手引きー』, 1997, 市川房枝記念会出版部
- 外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/>
- 内閣府男女共同参画局
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/index.html
- UN Women (英語)
<http://www.unwomen.org/en/csw>

『共同参画(内閣府)』『女性展望』『国際女性』等にも、CSWの報告が掲載されています。



会場で配布されていた「北京行動綱領」



発行：平成 27 年 5 月
作成：独立行政法人国立女性教育会館 (NWEC)
〒335-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地
<http://www.nwec.jp/>



NWEC

独立行政法人 国立女性教育会館